

ハラスメントのない明るい職場作り宣言

2022年4月1日

日本馬匹輸送自動車株式会社
代表取締役社長 谷崎 潤

1. 当社はハラスメントを許しません

職場におけるハラスメントは、業務の円滑な遂行や良好な人間関係の形成といった合目的性に欠けるばかりか、共に働く人々の個人としての尊厳を不当に傷つける言動（言葉や行為）であるとともに、当社の企業としての社会的評価、さらには競馬業界全体のイメージダウンにも波及しかねない重大な問題です。

したがって、当社では一切のハラスメントを許さず、就業規則において禁止行為として具体的に列挙し、違反者については懲戒の対象としています。

2. 職場において互いの人格を尊重します

職場においては互いの人格を尊重し、相手の存在そのものを否定したり傷つけるような言動は厳に慎み、常に感情をコントロールして冷静に対処するよう徹底します。

もちろん、「手が出る・足が出る」などの暴力はハラスメント以前に犯罪（傷害罪）を構成するものですから論外であり厳禁です。

また、いわゆる性的な言動については、「親しさの表現」などの安易な言い訳は昨今、一切通用しないことを改めて共通認識として徹底するとともに、職務上の優位性を背景としたセクハラ、いわゆるパワセクハラについては、他企業に属する方々に対するものを含め、最も卑劣なものとしてその徹底排除に努めます。

さらに、妊娠・出産・育児・介護等に関する会社の諸制度の利用は法律上も認められた労働者の権利であり、該当者が気兼ねなく権利を行使できるよう、環境の整備・維持に努めます。

なお、当社の業務は、特に競走馬の周辺では、ひとつ間違えば大きな危険も伴いますので、部下や後輩への業務上必要な指導は今後とも常に厳しく行ってもらいます。

このことは縷々申し述べた人格尊重の基本姿勢と何ら矛盾抵触しません。

3. 明るく風通しの良い職場を目指します

企業体に集う人々にはそれぞれの人生観や価値観があり、性格も能力・資質も様々ですが、定められたルールの中で共に就業する過程において、日本国憲法第19条の思想・良心の自由とともに、ひとりひとりが人格として尊重されなければなりません。

そうした相互の人格に対する尊重と尊敬の証の一つが「挨拶」です。

このことから、当社においては、職制上位の者が率先して、平素から明るく元気な挨拶を心がけ、自由闊達で風通しの良い職場の形成に努めてまいります。

【関連条文】

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）

第30条の3

- 2 **事業主**は、優越的言動問題に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる前項の措置に協力するように努めなければならない。
- 3 **事業主**（その者が法人である場合にあつては、その役員）は、自らも、優越的言動問題に対する関心と理解を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならない。
- 4 **労働者**は、優越的言動問題に対する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる前条第一項の措置に協力するように努めなければならない。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）

第11条の2

- 2 **事業主**は、性的言動問題に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる前項の措置に協力するように努めなければならない。
- 3 **事業主**（その者が法人である場合にあつては、その役員）は、自らも、性的言動問題に対する関心と理解を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならない。
- 4 **労働者**は、性的言動問題に対する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる前条第一項の措置に協力するように努めなければならない。

第11条の4

- 2 **事業主**は、妊娠・出産等関係言動問題に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる前項の措置に協力するように努めなければならない。
- 3 **事業主**（その者が法人である場合にあつては、その役員）は、自らも、妊娠・出産等関係言動問題に対する関心と理解を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならない。
- 4 **労働者**は、妊娠・出産等関係言動問題に対する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる前条第一項の措置に協力するように努めなければならない。